

四和小学校いじめ防止基本方針（令和5年3月末日改訂）

四街道市立四和小学校

（1）基本理念

いじめの定義 いじめ防止対策推進法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある深刻な人権を侵害する行為である。

そして、いじめは、どの学校・どの学級・どの子どもにも起こりうるものとの認識から、いじめの根絶は学校だけで完結するものではなく、児童、家庭、地域、関係する機関等と一体となって取り組むことによって可能となるという基本姿勢のもと、全校の児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送れるように、全職員が一丸となっていじめ防止等の対策を行う。また、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育み、自他共に大切にする教育活動を推進する。

基本姿勢としては、以下の5つとする。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、暴力・暴言は排除する。
- ② いじめの早期発見のために、相談しやすい人間関係の構築に努め、定期的なアンケート、教育相談等を講じる。
- ③ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、家庭、関係機関や専門家と協力して、解決にあたる。
- ④ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ⑤ 学校として、正確で丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わずに説明責任を果たす。

（2）いじめ防止等への組織的な取り組み

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、※内容に応じ、担任や関係者等を招集する。

<役割・活動内容>

- ①学校としての基本方針、年間計画の作成・検証・修正
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、学校としてのいじめの認知
- ④いじめ事案発生時の緊急会議開催の主体

(3) いじめの未然防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てることができるよう努める、この生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開が自己有用感を高め、自尊感情を育み、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを自覚する。また、道徳科を中心に、「命の教育」を計画的、組織的に行うと共に、すべての児童に規範意識が身につくよう、教職員が共通認識のもと、指導を行う。そして、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。又ホームページへの掲載、入学説明会、学校経営説明会等、様々な機会を活用して児童、保護者、地域への啓発活動を行う。更に、学校として特に配慮が必要な児童（発達障害を含む障害のある児童、外国人児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等）について、教職員が児童個々の特性を理解し、情報共有して、保護者と連携しながら、周囲児童に対する必要な指導を組織的に行う。

① 児童一人一人が活躍できる学習活動

- ・縦割り活動での異学年交流の充実により自己有用感を持たせる。
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実により、成就感を持たせる。
- ・児童が主体的に学習に取り組めるよう自学の奨励により、達成感を味わわせる。

② いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ・「いじめ撲滅キャンペーン」等、児童の自発的・主体的な活動を支援する。
- ・発達段階に応じた、「いのちを大切に作るキャンペーン」「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の積極的な取組みを進める。
- ・人権週間の時、各学級で人権を意識した道徳・学級活動・読書活動等を実施する。
- ・「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育を推進する。
- ・学級活動等の時間を活用して、インターネットや SNS の危険やモラルの指導を行う。
- ・いじめの重大性に自ら気づき、防止に向けて強い心で主体的に行動ができる児童を育成する。
- ・自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは、正しいことであることを教育活動全般において指導する。
- ・児童に対していじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談等が行えるような人間関係づくりに努める。
- ・学校だけでなく、家庭生活やスポーツ少年団での活動等全般において、過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発することを周知啓発していく。
- ・心豊かで魅力あふれる教職員育成のための研修の充実を図るとともに、いじめに関する校内研修会を実施する。
- ・黙って掃除、授業前着席等により、規範意識の指導をする。
- ・教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰がいじめを

助長することを強く自覚し、指導にあたる。

- ・学校全体で暴力や暴言を排除する。

③ 人とつながる喜びを味わう体験活動

- ・ 互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を推進する。
- ・学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における体験的な活動を推進する。
- ・奉仕活動や地域での様々な活動への参加を奨励する。

(4) いじめの早期発見

いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものであるという基本認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り、授業時間以外にも、休み時間等の児童の人間関係を観察する等、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。更に、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知するよう努める。また、いじめの情報を教職員に報告した児童が、不利益な立場になることのないよう配慮する。

※毎週、終礼にて生徒指導等報告会を行い、「気になる児童」の実態を全職員で共通理解し、声かけ等を行えるようにする。

① いじめの状況把握のための定期的なアンケート調査

- ・市教育委員会指定のいじめアンケートを年1回以上、学校独自のアンケートを年1回実施する。確認し終えたアンケートは3年間保管する。(重大事案に関するアンケートは5年間保管)
- ・「いじめ月例報告」において、月ごとの実態を市教委へ報告する。
- ・教育相談期間（学期1回）において、教育相談アンケートをもとにして面談を行い、子ども達の様子や思いをつかみ、実態を把握する。
- ・子どもたちへ、いじめを通報することは恥ずかしいことではないことを伝える。

② 児童の様子を観察

- ・個人面談を実施したり、休み時間や放課後などを利用したりして情報を収集する。
- ・登下校時、見守りとして保護者や地域の方々に協力していただき、安全指導と併せて児童を観察していただく。
- ・様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、早期解決を図る。
- ・服装などの汚れや乱れや、持ち物の増減に気を配る。

④ 保護者との協力

- ・いじめサイン発見シートを保護者に配付し、家庭でもいじめの兆候を見逃さないよう啓発するとともに、家庭だけで悩まずに学校へ相談できるようにする。
- ・いじめに関する連絡は、電話または家庭訪問で直接保護者と話す。

(5) いじめの相談・通報 ※本校相談窓口 TEL043-432-5441 養護教諭

※児童や保護者がいじめに係る相談を行うことができるようにする。

①相談窓口の設置

- ・校内に相談窓口（担当職員，相談箱）を設置し，周知する。
- ・相談窓口では，何でも相談できる雰囲気を普段から作っておく。
- ・外部相談機関を児童や保護者にも周知する。
- ・四街道市教育委員会 043-424-8925
- ・青少年育成センター相談専用ダイヤル 043-423-0066
- ・いじめ相談フリーダイヤル 0120-423-006
- ・子育て支援課 043-388-8100
- ・子どもと親のサポートセンター0120-415-446
- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（なやみいおう）
- ・いのちの電話 043-227-3900
- ・指導課分室教育サポート室 043-421-7869
- ・警察等
- ・学校だよりを通じて，定期的に相談窓口として教頭，養護教諭に電話等で相談できることを保護者にも周知する。

②いじめの通報

- ・いじめについては，自分のことだけではなく，他人への気になる行動等でも，すぐに教職員や保護者等の大人に相談・通報するよう指導する。
- ・傍観者の立場にいる場合もいじめているのと同様であることを指導する。
- ・傍観する児童に，いじめられた児童の苦しみを理解させるとともに，周りの大人（教職員や保護者等）に相談・通報するよう指導する。
- ・学校や家庭では，なかなか話すことができない状況であれば，外部機関のいじめ問題相談窓口を利用することを知らせる。
- ・事実関係の把握，いじめであるか否かの判断は組織的に行う。また対応不要であると個人で判断せずに，すべて学校のいじめ防止推進対策委員会に報告する。
- ・教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合には，速やかに学校のいじめ防止推進対策委員会に報告し，組織的に対応する。

(6) いじめを認知した場合の対応

いじめを発見したり，相談を受けたりしたときには，学級担任だけで抱え込むことなく速やかにいじめ対策組織に報告し，学校長以下全ての教員が対応を協議する。また，事実関係の把握，いじめであるか否かの判断は組織的に行い，的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

① いじめの早期対応

- ・いじめの事案から対応不要であると個人で判断せずに，すべていじめ対策組織に報告・相談する。
- ・いじめられた児童や周辺からの聴き取りを重視し，迅速に事実確認（いつ，どこで，誰が，何を，どのように等）し，身体的・精神的な被害についての的確に把握す

る。又、この時情報を適切に記録に残す。

- ・本人ならびに関係児童への面談による直接的な聴き取りは、複数人いる場合は個々に、複数人の教職員で同時に行うよう留意し、その後情報の整合性を確認するとともに、場合によっては紙媒体によるアンケート調査（無記名）を行い、分析する。
- ・いじめの原因や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、暴力や暴言は排除し、いじめをやめさせる。
- ・内容によっては警察に通報するとともに、外部相談機関と連携をとる。
- ・いじめられた児童のつらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。
- ・加害者が、被害者や申告者に対して圧力をかけることを許さない。
- ・休み時間の教師による見回りはもちろんのこと、登下校時に保護者・地域の方々の協力による見守り活動を行い、被害が継続しない体制を整える。

② 家庭や地域、関係機関との連携した取組み

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止に努める。また、被害・加害の双方の保護者に対して、「四和小学校いじめ防止基本方針」に沿った対応を行うことを伝える。
- ・いじめの関係者間における争い等を生じさせないように、いじめの事案に係る情報（調査結果等）を被害者・加害者、両方の保護者に適切に丁寧な説明をする。虚偽や隠蔽はしない。
- ・長期欠席児童、感染症に伴う欠席をしている児童（ワクチン接種、PCR 検査等含む）に係わる差別や偏見を生じさせず、十分な配慮を行う。

（７）児童への指導

- ・いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行なうようにする。
- ・いじめを受けた児童の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭との連携を取りながら、指導を行うとともに、保護者への支援も行う。
- ・「いじめ防止対策推進委員会」において、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童・保護者を支援するための対処プランを策定し、確実に実行する。
※いじめ事象が解消しても、被害児童が「何もない」「大丈夫」という状態が少なくとも３か月間続いた状態で初めて「いじめの解消」とする。
- ・いじめを行った児童へは事の重大さを理解させるとともに、再発することがないように指導し、保護者へも助言する。
- ・いじめをきっかけとして不登校に陥った児童については、いじめ解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策の充実に取り組んでいく。

- ・「いじめが解消している」状態（いじめに係わる行為が止んでいること。→心理的、物理的行為が最低3ヶ月は止んでいること。）（被害者が心身の苦痛を感じていないこと→本人及び保護者に確認）については、他の事情も勘案して判断し、教職員は当該いじめられた児童及びいじめた児童を継続的に注意深く観察していく。
- ・「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童には、いじめに荷担していることと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。
- ・ 関係児童のプライバシーには十分留意して対応する。

（8）重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条1項1号，2号より）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合や、児童・保護者から申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- ・ 重大事態として、その場の適切な処置をとるとともに、管理職に連絡する。
- ・ 管理職は、重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告（一報）する。更に、一報後、改めて文書により報告する。（認知に係る報告書、調査に係る報告書、事案により事故報告書）
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する臨時組織（第三者を含める）を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査にあたっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定）、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）により、適切に実施する。
- ・ 警察への通報など、関係機関との連携を図る。

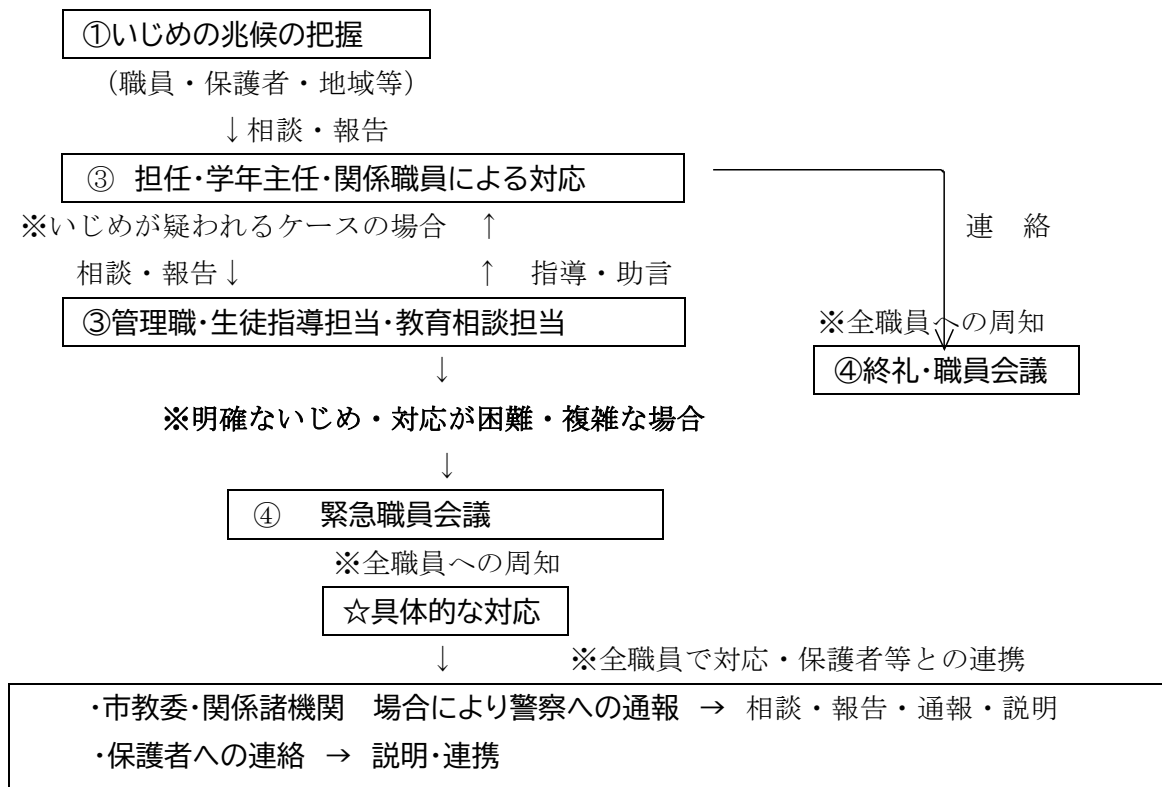
（9）公表・点検・評価等

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及び、いじめに対する措置を適切に行うようにする。

- ・ 学校いじめ防止基本方針をホームページで公表する。
- ・ 年度毎にいじめに関しての調査や分析、記録の整理等を行い、これに基づいた対応を取る。
- ・ 学校評価の評価項目に「学校いじめ防止基本方針」に示された、アンケート調査、個人面談、教育相談、いじめの認知と対応、校内研修等、学校の具体的な取組実施状況について設定し、PDCAサイクルに基づいて適正に自校の取組みを評価し、改善を図る。
- ・ 年度末に職員、学校関係者、保護者・児童による学校評価の結果をもとに、「学校いじめ防止基本方針」を見直し、改善を図る。

(10) 相談・報告・連絡・指示フローチャート

☆四和小の全児童を全職員が家庭・地域と連携して育てるという意識を基盤とする。



(11) いじめ防止推進 年間活動計画

	活 動 内 容
4月	学年間の情報交換及び前担任・前学年担当との引き継ぎの実施 生徒指導部会の開催 R5年度学校いじめ防止基本方針の周知研修 会の実施 SOS の出し方教育の実施
5月	いじめ防止に関する校内研修
6月	教育相談週間 教育相談アンケート(1～3年)といじめアンケート (4～6年)の実施 いじめ防止対策委員会の開催 いのちを大切にするキャンペーンの実施
7月	1学期の振り返りの実施 個人面談の実施
9月	生徒指導部会の開催 教育相談週間 いじめアンケート(4年～6年)と教育相談アンケート(1～3年)の実施
10月	いじめ防止に関する校内研修
11月	人権教育研修の実施 いじめ撲滅キャンペーン 教育相談週間 教育相談アンケート(1～3年)といじめアンケート (4～6年),いじめアンケート(保護者)の実施 いじめ防止対策委員会の開催
12月	2学期の振り返りの実施 学校評価の実施

1月	セクハラアンケート(全学年)の実施 学校評価の考察及び報告
2月	教育相談週間 教育相談アンケート(1年～3年)といじめアンケート(4～6年)の実施 命の授業の実施 いじめ防止対策委員会の開催
3月	3学期の振り返りの実施 引き継ぎ資料の作成及び中学校への引き継ぎの実施

※ 太字 → 児童及び保護者 太斜字 → 職員及び児童

◎上記意義に毎月職員は、自クラス及び学年、全校児童の様子について報告し、全職員で全校の児童の実態を把握し、共通理解のもと指導に当たる。特に、共通理解及び共通指導の必要な児童については、職員会議及び終礼等で報告をする。（緊急の場合は即時対応）

<報告事項>

- ・ 今月の目標についての反省
- ・ 学年、全校の様子について
- ・ 問題行動について
- ・ 支援を要する児童について
- ・ いじめと思われる事案について
- ・ その他生徒指導上の問題について

◎毎週1回学年会議を開催し情報交換をする。